

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 中央支援センター ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用規程

第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 中央支援センター（以下、中央支援センターという。）が各種ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）を安全かつ適切に管理、運用することを目的とする。なお、中央支援センターが管理、運用する SNS には、大阪ともだちの会の SNS も含まれる。

第2条（運用する SNS の種類）

運用する SNS は、Facebook、Twitter、Instagram とする。

第3条（運用の管理）

アカウント運用者は中央支援センターであり、運用者は、中央支援センター職員とし、運用責任者は中央支援センター所長とする。運用責任者は、大阪ともだちの会の SNS も含め、その SNS が安全かつ適切に運用されているか常に管理しなければならない。

第4条（投稿の目的）

中央支援センターの主な活動（大阪ともだちの会の活動を含む）やそれらに関わる情報を開示して活動への理解と協力をいただくことを目的とする。

第5条（写真及び個人名の取り扱い）

公開する写真については、原則被写体全員の許可があったものとし、どうしても公開すべき写真は、許可なき被写体について、マスキング等の加工を施し、特定されないように配慮する。また、個人名等の公開についても許可があったものに限る。さらに、撮影地等を公開しない旨の要請があれば、公開しない。許可及び要請については、複数名による口頭での聴取ないしは文書により受理する。

第6条（掲載期間）

不定期でかつ終了期日を定めない掲載とする。なお、運用責任者は、必要に応じてコンテンツの削除を行う。

第7条（投稿について）

以下の事項に該当する投稿については、運用責任者が、全部もしくは一部を削除することができる。

- ・ 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・ 公序良俗、法令等に違反し、または違反する恐れのあるもの
- ・ 犯罪行為を助長するもの
- ・ 虚偽や、事実と異なる情報及び正否の判断が出来ないもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの

- ・ 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害し、不利益を与えるもの
- ・ 私的な内容や個人の営利を目的としたものと判断できるもの
- ・ 各 SNS の利用規約に反するもの
- ・ その他、運営上、不相当であると運用責任者が判断するもの

第 8 条（コメントの取り扱いについて）

- イ) 中央支援センターの運用する SNS へのコメント・ダイレクトメッセージについての返信は、すべてに行うことはせず、運用者において必要と判断したものについてのみ行うものとする。
- ロ) 投稿内容に無関係のコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、全部もしくは一部を削除することができる。
- ・ 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・ 公序良俗、法令等に違反し、または違反する恐れのあるもの
 - ・ 犯罪行為を助長するもの
 - ・ 他人になりすますなど虚偽や、事実と異なる情報及び正否の判断が出来ないもの
 - ・ 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
 - ・ 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会あるいは第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害し、不利益を与えるもの
 - ・ 営利を目的としたものと判断できるもの
 - ・ 各 SNS の利用規約に反するもの
 - ・ その他、運営上、不相当であると運用責任者が判断するもの

第 9 条（個人情報の保護）

中央支援センターの運用する SNS を通じて知りえた個人情報の重要性を認識し、氏名、名称その他個人情報に関わるものについて、安全かつ適切に管理、運用する。

第 11 条（知的財産権の帰属）

- イ) 中央支援センターの運用する SNS に掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事などの知的財産権は、社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会もしくは、正当な権利を有する者に帰属する。
- ロ) 各 SNS に実装されている機能については、無断転載を禁ずる旨などの注記がある場合を除き利用者が自由に使用することが出来る。また、改変せず出所を明記しての転載も可能とする。

第 12 条（免責事項）

- イ) 中央支援センターは、その運用する SNS に掲載されている情報の正確性、有用性などを完全に保証するものではない。
- ロ) 中央支援センターは、利用者がその運用する SNS の情報を用いて行う一連の行為について、一切責任を負わないものとする。

- ハ) 中央支援センターは、その運用する SNS に関連して生じた利用者間のトラブルとその被害について、また、その運用する SNS に関連して生じた利用者と第三者とのトラブルとその被害について、一切の責任を負わないものとする。
- ニ) 中央支援センターは、利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない事とする。
- ホ) コメントなどの投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、投稿者は中央支援センターに対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、中央支援センターに対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- ヘ) 中央支援センターは、この規程に反することを確認した場合は、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがある。
- ト) Facebook 及び Instagram は Meta Platforms, Inc.、Twitter は Twitter, Inc によって運営されており、中央支援センターはその派生アプリも含めた技術的なシステム運用について、一切回答することはできないものとする。
- チ) 上記のほか、SNS に関連して生じたいかなる損害についても、中央支援センターは一切の責任を負わないものとする。

第 13 条（規程の変更）

この規程は、予告なく変更する場合がある。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する